

西宮市幼稚園型一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による確認を受けた幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を利用している家庭等において日常生活上の突発的な事情や社会参加により一時的に家庭での保育が困難となる場合に必要とされる支援を行うため幼稚園等において実施する幼稚園型一時預かり事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 この要綱は、幼稚園等において、幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業のうち「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に規定する幼稚園型の一時預かり事業（以下「幼稚園型一時預かり事業」という。）に適用する。

(対象児童)

第3条 幼稚園型一時預かり事業の対象児童は、主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児（当該幼児の保護者が西宮市に住所を有する者に限る。）で、当該幼稚園等を利用する日の教育時間以外の時間又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受けるものとする。

(設備及び教育・保育の内容)

第4条 幼稚園型一時預かり事業を実施する者（以下「実施者」という。）は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に係る基準を遵守しなければならない。

(留意事項)

第5条 前条に定めるもののほか、幼稚園型一時預かり事業における教育・保育については、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第13号）における特定教育・保育に係る規定を適用するものとする。

(職員の配置)

第6条 実施者は、省令附則第56条第1項の規定により読み替えて適用する省令第36条の35第2号ロ及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者（以下「保育士等」という。）を3分の1以上としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施者は、教育・保育従事者を2人以上配置しなければならない。ただし、幼稚園等と一体的に幼稚園型一時預かり事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士等に限る。）による支援を受けることができる場合は、保育士等が1人で

処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を1人（専ら幼稚園型一時預かり事業に従事する保育士等に限る。）とすることができる。

3 実施者は、第1号及び第2号に掲げる者又は第3号から第6号までに掲げる者で市長が適切と認めるものについては、保育士等以外の者であっても、教育・保育従事者として配置することができる。

(1) 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者

(2) 子育ての知識、経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修（その内容が非定型利用が中心である一時預かり事業の特性に留意したものに限る。）を終了した者（平成32年3月31日までの間に終了した者に限る。）

(3) 小学校教諭普通免許状所有者

(4) 養護教諭普通免許状所有者

(5) 幼稚園教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

(6) 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）

4 実施者は、前項第3号から第5号までに掲げる者を教育・保育従事者として配置する場合にあっては、園内研修を定期的実施すること等により、幼稚園型一時預かり事業に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせなければならない。

(経理の取扱い)

第7条 実施者は、幼稚園型一時預かり事業に係る経理区分と他の事業に係る経理区分を分けて管理しなければならない。

(事業の開始)

第8条 新たに幼稚園型一時預かり事業を実施しようとする者は、市長が別に定める日までに、西宮市一時預かり事業実施届により市長に届け出なければならない。

(事業内容の変更)

第9条 実施者は、事業内容を変更する場合は、事業内容を変更しようとする日の6月前までに、西宮市一時預かり事業実施内容等変更届により、市長に届け出なければならない。

(事業の休止)

第10条 実施者は、幼稚園型一時預かり事業の実施が困難となった場合、事業を休止しようとする日の3月前までに、西宮市一時預かり事業休止届により市長に届け出なければ

ばならない。

- 2 前項の規定による届出により幼稚園型一時預かり事業の実施を休止することができる期間は、原則として2月までとする。

(事業の廃止)

第11条 実施者は、幼稚園型一時預かり事業を廃止しようとする場合は、幼稚園型一時預かり事業を廃止しようとする日の6月前までに西宮市一時預かり事業廃止届により市長に届け出なければならない。

- 2 幼稚園型一時預かり事業を廃止するにあたっては、実施者は、あらかじめ保護者に周知し、保護者に対して十分に配慮しなければならない。

(利用状況の報告)

第12条 実施者は、幼稚園型一時預かり事業の利用者に係る状況について、利用日時その他市長が必要と認める事項を記録し、実施月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(保護者負担等)

第13条 実施者は、幼稚園型一時預かり事業の対象となる幼児について、幼稚園型一時預かり事業の利用の可否を決定することができる。

- 2 実施者は、幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な経費の一部について利用料として保護者に負担させることができる。

- 3 前項の利用料の額については、あらかじめ実施者が定め、保護者に書面により説明するものとする。ただし、実施者がこの要綱により補助を受ける幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園等について、法第27条第1項の規定による確認を受ける前に私学助成の預かり保育推進事業及び幼稚園長時間預かり保育支援事業等（以下「預かり保育事業等」という。）を実施していた場合にあつては、預かり保育事業等の利用に要する費用について保護者が負担していた額の水準を勘案して、当該利用料を定めるものとする。

- 4 実施者は、利用料以外の給食及びおやつ等に係る実費負担を徴収しようとする場合は、あらかじめ当該実費負担について定め、保護者に書面により説明しなければならない。

(適用除外)

第14条 第5条及び第8条から第11条までの規定は、西宮市以外の市町村に所在する幼稚園等については、適用しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、様式その他幼稚園型一時預かり事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 西宮市幼稚園型一時預かり事業補助要綱は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。